

平成 29 年 第 12 回 三朝町教育委員会 定例会 日程

と き：平成 29 年 11 月 24 日（金）午前 9 時 30 分

と ころ：三朝町役場 第 3 会議室

1 開 会

2 前回議事録承認

3 議事録署名委員指名

4 報告事項

学校オープンの時間割周知について

南小・西小交流学习について

給食費の徴収方法変更について

平成 29 年度みさき町かがやく子どもフェスティバルの実施について

三朝町駅伝競走大会の結果について

5 議 事

議案第 34 号 三朝町学校職員の服務に関する規程の一部改正について

議案第 35 号 三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

議案第 36 号 平成 29 年度教育関係費補正予算（平成 29 年 12 月）について

議案第 37 号 区域外就学の認定について

6 協議事項

三朝町就学援助費交付要綱の一部改正について

通級指導教室の指導希望について

7 その他

8 閉 会

次回定例会：平成 29 年 12 月 日（ ）： ～

4 報告事項

【教育総務課】

経過

月日	時間	区分	内容
10月23日月	13:30-	教育委員	第11回教育委員会定例会【三朝町役場】
10月25日水	10:55-	学 校	県教委後期学事訪問【南小・中学校】
10月26日木		学 校	西小学校と南小学校との交流学习
	13:00-	学 校	就学時健康診断【南小】
	~27日	教 育 長	中四国社会教育研究大会（米子市）
10月28日土		学 校	郡PTAスポーツ交流会【あやめ池】
10月29日日		三 朝 町	三朝町議会議員一般選挙及び三朝町長選挙
		教 育 長	三徳山炎の祭典【三徳山】教育長
10月30日月	8:40-	教育委員	町・県教委保育園訪問【竹田保育園】
10月31日火	8:45-	学 校	県教委後期学事訪問【西小・東小】
11月1日水	13:30-	教 育 長	H29第2回県・市町村教育行政連絡協議会【セントパレス】
11月2日木		学 校	西小学校と南小学校との交流学习
11月3日金	8:35-	学 校	中学校文化祭【文化ホール】
11月7日火	18:00-	教 育 長	中部教育関係者会議【倉吉】
11月8日水	9:30-	学 校 長	第7回小中学校長会【三朝町役場】
11月9日木		学 校	西小学校と南小学校との交流学习
11月9日木~10日		教 育 長	城陽市市制施行45周年記念式典【城陽市文化パルク城陽】
11月10日金	13:00-	学 校	東小まつり【東小】
	16:30-	教育総務	三朝町学校給食会理事会【三朝町役場】
11月11日土	10:00-	学 校	みささ土曜楽校（小学生学力アップ講座）【文化ホール】
	18:00-	教育総務	山口恵梨子杯将棋大会 懇親会【グランナール】
11月12日日	10:00-	教育総務	山口恵梨子杯将棋大会【グランナール】
	12:00-	教育総務	魚の本物の味を確かめるふるさと事業【文化ホール】
11月15日水	8:55-	教育委員	町・県教委保育園訪問【賀茂保育園】
11月18日土	9:00-	学 校	みささ土曜楽校（中学生）【中学校】
	11:15-	学 校	南小秋祭り【南小】
11月19日日		学 校	第4回中国ブロック会長杯小学生ドッジボール選手権大会【東広島市】チーム南ファイターズ 結果：決勝トーナメント進出
		学 校	少年少女ロボットセミナーin 2017【東京芝浦工業大学】南小 小谷和夢：6年 結果：ベスト13
11月20日月	9:00-	教育委員	町教委後期学校計画訪問【西小】
11月22日水	13:00-	学 校	西小まつり【西小】

今後予定

11月24日金	13:30-	教育委員	第12回教育委員会定例会【三朝町役場】
11月25日土	9:00-	学 校	みささ土曜楽校（中学生）【中学校】
11月27日月	12:35-	教育委員	町教委後期学校計画訪問【中学校】給食あり
11月29日水	9:00-	教育委員	町教委後期学校計画訪問【南小・東小】
	18:00-	教育委員	町教委後期学校計画訪問 意見交換会【溪泉閣】

11月30日 木	学 校	西小学校と南小学校との交流学習
～1日	教 育 長	広島県鳥取県人会【広島】町長代理
12月2日 土 9:00-	学 校	みささ土曜楽校（中学生）【中学校】
12月5日 火 9:30-	学 校 長	第8回小中学校長会【三朝町役場】
15:00-	三 朝 町	年末の区長会【三朝町役場】
12月7日 木	学 校	西小学校と南小学校との交流学習
12月14日 木	学 校	西小学校と南小学校との交流学習
12月16日 土 9:00-	学 校	みささ土曜楽校（中学生）【中学校】
12月22日 金	学 校	小学校終業式、中学校終業式

報告事項

学校オープンの時間割周知について

町報で実施日を周知し、3日前頃に学校ホームページで時間割（教科）を公表する。

南小・西小交流学習について

平成30年度の南小と西小との交流学習について（案）

交流学習対象学年を1・2・3年生に学年を広げる。

実施回数は本年度同様に毎週木曜日とする。

統合時期により4・5年生の交流や交流回数も検討する。

給食費の徴収方法変更について

平成30年度から給食費の徴収方法を口座振替に変更する予定。（手数料は保護者負担）

徴収事務は調理センターで行う。

取扱金融機関は町内に事業所のある金融機関（山陰合同銀行、倉吉信用金庫、鳥取中央農業協同組合、ゆうちょ銀行）とする。

三朝町学校給食会理事会（平成29年11月10日開催）で承認済み。

社会教育課の主な行事報告

11月	行事名等	結果等
1		
2	秋季ソフトバレーボールリーグ戦開幕 19:30～	12チーム参加
3	秋季がらウンドゴルフ大会 三朝町文化財探訪（不動様の滝、馬場の滝）	87人 30人（田代、小河内の滝、曹源寺他）
4		
5	三朝町駅伝競走大会（町内）	集落対抗18チーム、事業所2チーム、オープン6チーム 中学生1チーム、計27チーム
6		
7		
8		
9	秋季ソフトバレーボールリーグ戦（トレーニングセンター）	
10	骨盤調整ヨガ（文化ホール）	
11	第2回三徳学講座（ブランチルみささ）	33名
12	三朝トレイルウォーク（健康村⇒三徳山）	18名
13	三朝町文化財保護調査委員会視察研修 13～14日	尾道市及び奥出雲町 6名
14	三朝大学（鳥取環境大学）8:45～16:15	環境大学 46名
15		
16	秋季ソフトバレーボールリーグ戦 19:30～	
17		
18	青空体験塾 9:00～ 中四国地区子ども会育成研究協議会 18・19日	大山ロイヤルホテル
19	小学生交流クロスカントリーリレー大会（ふるさと健康村）	男子の部 25チーム、女子の部 17チーム 4年生以下 43チーム、800mIT 40人 保護者 8チーム、保育園児 32人
20	町民作品展 27日まで（文化ホール）	文化ホールホワイエで展示
21		
22		
23		
24	骨盤調整ヨガ 19:30～	
25		
26	三朝町芸能文化祭 10:00～	
27		
28		
29		
30	秋季ソフトバレーボールリーグ戦 19:30～ 閉会	

社会教育課の主な行事等

(課名：社会教育課)

12月	主な行事等		
	午前(8:30~12:00)	午後(13:00~17:00)	夜(17:00~)
1			
2	全国人権・同和教育研究大会		
3	全国人権・同和教育研究大会		
4			
5			
6			
7			
8			骨盤調整ヨガ 19:30~
9	かがやく子どもフェスティバル 9:30~	三徳学講座 13:30~	
10	三朝町剣道大会 10:00~		
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22		正善院検討委員会 13:30~	骨盤調整ヨガ 19:30~
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			

平成 29 年度みささ町かがやく子どもフェスティバルについて

1 今年度の特記事項（平成 29 年 10 月 27 日検討会協議結果）

- ・当日の日程について、今年度は2部構成とし、午前中に「ものづくり体験」、午後に「ステージ行事」とする。
→行事内容によって時間と会場を区別し、来場者を分散させること無く、一つの会場に集約し、賑わいを創出する。
- ・ダンボール紙相撲を広く PR するために各小学校、学童保育、保育園等に土俵を持参し巡回する。
- ・各学校生徒、児童が今年度受賞した表彰等をスクリーンに映す等して紹介する。
- ・子どもだけでなく、社会教育関係団体（社会教育委員、町民会議、民生児童委員等）の大人にも広く参加依頼する。
→「地域の方々に、地域で子どもを育てる取り組みへの理解を深める」

2 平成 29 年度みささ町かがやく子どもフェスティバル実施計画（案）

- ・別記のとおり

3 各学校に依頼したいこと

三朝中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス訪問、台湾訪問事業の体験発表 ・中学生ボランティアの募集協力（チラシ配布等）
小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンボール紙相撲の参加募集協力（声かけや巡回協力） ・ワクワク宿泊体験塾の体験発表（西小学校参加者） ・チラシの配布等
PTA	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアスタッフの依頼 ⇒東小2名、西小4名、南小2名

4 今後の予定

月 日	内 容	備 考
10月27日（金）	子どもフェスティバル検討会	
11月上旬	<ul style="list-style-type: none"> ・学校関係、ボランティア参加依頼 ・ダンボール紙相撲参加募集開始 	学校にダンボール紙相撲等の参加取りまとめ協力を依頼。
11月中	参加学校、参加者 →事例発表、ダンボール紙相撲等準備	
11月中旬	ダンボール紙相撲体験巡回（予定）	各学校昼休憩、学童保育
11月下旬	参加者等とりまとめ	
12月4～7日	ステージリハーサル（希望する学校）	
12月8日（金）	会場準備（文化ホール）	作品展準備含む
12月9日（土）	かがやく子どもフェスティバル本番	
12月12日（火）	作品展片付	

初稿（平成29年10月30日現在）

平成29年度みささ町かがやく子どもフェスティバル実施計画（案）

1 目的

- ・各種青少年育成事業（町内の子どもたちの様々な活動含む）を広く町内に向けて発信し、保護者や地域の方々が、地域で子どもを育てる取組みへの理解を深めるとともに、子ども達に関わるすべての大人が共に、子ども達の成長を喜び、励まし、支える機運を高める機会とする。
- ・子ども達自身がボランティアとしてイベントへ参画することによって、自主性・協調性を養い活力ある青少年の育成に努めるものとする。

2 日時

平成29年12月9日（土）午前9時30分から午後3時30分頃まで

3 場所

三朝町総合文化ホール

4 主催

三朝町教育委員会

5 後援（予定）

青少年育成三朝町民会議、三朝町小中PTA連絡協議会、学校給食食材提供グループ、各地域協議会

6 イベント内容（予定）

(1) タイムスケジュール案

・第1部（文化ホール1階フロア）

時間	場所	行事
9:30		開会
9:30~12:30	体験交流室、山村振興室 多目的交流ホール	ものづくり体験
11:00~13:00	大会議室・体験交流室	食のコーナー

・第2部（文化ホール2階フロア）

時間	場所	行事
13:00~14:00	大ホール	キラリ☆体験 発表 ＞ワクワク宿泊体験塾、みささ青空体験塾 ＞三朝中手作り訪仏事業報告、台湾交流事業
14:15~14:30	大ホール	ダンボール紙相撲入場式
14:30~15:30	大ホール	ダンボール紙相撲三朝場所
15:45~15:30	大ホール	表彰式 ＞読書感想文、絵画コンクール、 ダンボール紙相撲
15:30	閉会	

(2) 主な行事内容

① ステージイベント（大ホール）

- ・キラリ☆体験 発表
→ワクワク宿泊体験塾、みささ青空体験塾、三朝中手作り訪仏事業報告、台湾交流事業
- ・ダンボール紙相撲三朝場所
- ・表彰式
→読書感想文、絵画コンクール、ダンボール紙相撲

- ② 作品展示コーナー（ホワイエ等）
- ・前日準備 12月8日（金）8：30～15：00（片づけ 15日（火））
 - ・作品展示 >読書感想文・絵画コンクール入選作
>保育園・各小中学校の取組紹介（食育など）
>スポーツ少年団 活動写真・書道サークル児童生徒作品 など
 - ・片付 12月12日（火）（文化ホール休館日）

- ③ ものづくり体験（国際交流室、山村振興室、多目的ホール）
- ・生花体験
 - ・年賀状づくり（消しゴムはんこ）
 - ・ミニ門松づくり（未定）
 - ・竹細工
 - ・手作りしおり

- ④ 食のコーナー（大会議室・体験交流室）

調理センター	・ジビエ（鹿肉）カレーの試食（惣和会からの提供）
子育て健康課 （食育体験として）	・出汁の体験（鰹節、出汁の試飲） ・災害時備蓄食品の提供 →袋に米やカレーを詰めてお湯に入れると調理できる。

- ・その他、有料の食事ブースも出店予定。

7 運営スタッフ依頼予定

- ・指導者ボランティア（生花体験、年賀状づくり）
- ・一般ボランティア（各小学校 PTA など）
- ・中学生ボランティア
- ・NPO 法人里山地域研究会（ものづくり指導）
- ・関金竹細工クラブ（竹細工指導）
- ・学校支援ボランティアコーディネーター

第58回三朝町駅伝競走大会 平成29年11月5日(日) 成績表 (参加 27チーム)

総合 順位	全延長: 14.56km		1区(2.47km)			2区(1.49km)			3区(2.17km)			4区(1.29km)			5区(1.80km)			6区(2.01km)			7区(1.52km)			8区(1.81km)			合計年齢 順位 合計年齢 平均年齢
	チーム名(ゼッケン)		～ 福祉セター			～ ブランナル			～ 余戸記念碑			～ 吉田お堂前			～ 三徳支所			～ ブランナル			～ 横手橋北詰			～ 三朝町役場			
	合計タイム	クラス順位	累計タイム	総合	クラス	累計タイム	総合	クラス	累計タイム	総合	クラス	累計タイム	総合	クラス	累計タイム	総合	クラス	累計タイム	総合	クラス	累計タイム	総合	クラス	累計タイム	総合	クラス	
1	eight★ranger迅(68)	0:50:17	オープン 1位	山田 健太郎(30)	西坂 康太(34)	尾崎 功一(36)	長田 迅(11)	宮本 陽(27)	柴田 親亮(36)	入川 千歩(32)	中本 征汰(11)																
2	eight★ranger杏(67)	0:50:31	オープン 2位	楠本 哲史(35)	稲嶋 昌平(34)	前田 浩紀(36)	前田 壱成(11)	藤田 善博(37)	澤田 信明(34)	長田 埜乃(10)	前田 直樹(37)																
3	鹿の助A(61)	0:51:29	オープン 3位	國森 数実(43)	國森 侑光(13)	石原 寿司(45)	山本 開(24)	稲村 卓思(35)	山下 直司(39)	田中 純(45)	小林 和史(52)																
4	大瀬A(11)	0:51:53	集落 1位	向井 楓真(12)	田中 博行(45)	北川 宙(39)	石谷 光平(16)	吉田 拓也(32)	造酒 拓磨(26)	岸本 徹也(49)	河口 甲斐(19)															16位 238歳 29.75歳	
5	牧・大柿(10)	0:52:04	集落 2位	森下 久(38)	本多 克成(27)	中田 和樹(31)	別所 広章(18)	下山 一徳(24)	米原 風助(16)	山本 賢二(48)	福田 康博(37)															15位 239歳 29.88歳	
6	三朝中学校駅伝部(50)	0:52:33	中学生 1位	長安 雄大(13)	下前 麟太郎(14)	中本 京吾(13)	山本 翔(14)	元宗 拓暉(14)	河口 斗和(14)	林 菜々花(13)	高橋 英緋(14)																
7	倉吉走ろう会A(64)	0:54:15	オープン 4位	岩田 真之(13)	蓑原 康弘(41)	岩田 裕司(45)	高見 啓太(25)	山崎 健志(36)	山崎 萌愛(14)	稲嶋 昌平(34)	家高 謙児(51)																
8	福生会(41)	0:56:36	職場 1位	松原 耕平(40)	山本 誠(26)	堀井 正平(23)	中村 建斗(21)	渡辺 球太(33)	野儀 佳孝(29)	山本 俊作(46)	弓手 敏明(31)																
9	片柴(16)	0:56:47	集落 3位	岩本 慎吾(43)	松原 大誠(17)	神原 一文(33)	片岡 大(37)	内田 秀樹(34)	福松 勇希(28)	大坂 晴美(57)	松原 真悟(34)															3位 283歳 35.38歳	
10	本泉(1)	0:57:02	集落 4位	伊賀 大剛(18)	竹部 秀貴(40)	矢野 太一(18)	山崎 秀樹(33)	山崎 隼人(27)	石井 淳(33)	荒石 教子(37)	加藤 剛嗣(30)															17位 236歳 29.50歳	
11	三朝温泉病院(40)	0:57:48	職場 2位	田中 貴裕(36)	藤村 尚士(34)	伊藤 隼(32)	白藤 健輔(22)	小野 宏行(43)	長野 篤志(22)	加藤 瑞希(23)	森脇 健太(36)																
12	西小鹿(18)	0:57:55	集落 5位	吉田 将大(26)	吉田 崇弘(34)	吉田 薫(45)	秋崎 賢一(34)	竹部 和也(21)	山本 達也(30)	吉田 祐一(46)	山本 悠基(29)															10位 265歳 33.13歳	
13	三朝(19)	0:59:51	集落 6位	小椋 遥斗(12)	大橋 凜(10)	北岡 誠(44)	小椋 秀一(43)	岡崎 昭吾(39)	遠藤 和馬(23)	米田 和浩(50)	御船 孝義(43)															11位 264歳 33.00歳	
14	山田A(8)	1:00:11	集落 7位	平 拓也(13)	ケイン・チュオン・タイ(29)	ホワン・ティン・クエ(31)	新 健志(19)	ドゥベイ・サンジャイ(28)	新藤 俊貴(32)	山本 忍(45)	田栗 誠(31)															18位 228歳 28.50歳	

※ 表示が同じタイムでも順位は100分の1秒の数値で計算しています。

第58回三朝町駅伝競走大会 平成29年11月5日(日) 成績表 (参加 27チーム)

Table with columns for team name, total time, and 8 zones (1区 to 8区) with sub-columns for cumulative time, total time, and split times. Includes overall ranking and age information.

※ 表示が同じタイムでも順位は100分の1秒の数値で計算しています。

平成29年11月の主な予定行事（総合文化ホール、地域協議会）

(総合文化ホール)

月 日	時間	主催	予 定 行 事	
11月	1日(水)	15:00 三徳地域協議会 16:30 地域協議会	「薬に大切な飲み加減」～薬をリスクにしない話～ 講師：小林薬局マロニエ店 薬剤師 小林康治氏 【三徳センター】	
	3日(金)	三朝中	三朝中文化祭 【町総合文化ホール】	
	5日(日)	8:30 小鹿地域協議会	小鹿溪一斉清掃 【小鹿溪展望駐車場集合】	
	7日(火)	9:00 賀茂地域協議会 11:30 地域協議会	わたげカフェ【本泉交流センター】	
	8日(水)	10:30 三徳地域協議会 13:00 地域協議会	フランス料理教室 【三徳センター】	
	9日(木)	8:30 竹田地域協議会	軽登山【竹田公民館集合】 岡山県鏡野町森林組合内「すずのこ平(1,080m)」 (雨天の場合は中)	
	12日(日)	9:30 小鹿地域協議会	小鹿溪もみじ祭(秋の大収穫祭) 【バンビセンター】	
		9:00	三徳山トレイルウォーク (受付8:30-) 【ふるさと健康村集合】	
	13日(月)	8:00 高勢地域協議会	地域特産品(なめこ)植付作業等 【実光公民館集合】	
		13:30 みささ村地域協議会 15:00 地域協議会	わくわく能力アップ講座(のみ込みパッチリ口腔機能) 講師：中部地域歯科医療連携室 岡いずみ歯科衛生士 【みささ村公民館】	
	16日(木)	8:30 竹田地域協議会	視察研修 【岡山県津山市】	
		16:00 文化ホール	宝くじ文化公演「三遊亭円楽 春風亭昇太 二人会」 (開場18:00) 【町総合文化ホール】	
	17日(金)	10:00 三徳地域協議会 13:00 地域協議会	減塩料理講習会 【三徳センター】	
	18日(土)	12:00 三徳地域協議会 15:00 地域協議会	三徳レンジャー収穫祭 【三徳センター】	
			ハナモモ冬支度作業	
	19日(日)	15:00	環境パトロール 【バンビセンター集合】	
			三徳地域協議会	ソフトバレーボール大会 【三徳センター】
		13:30 16:00		和太鼓ふるさとの響2017 【町総合文化ホール】
	23日(木)	10:00 竹田地域協議会 12:00 地域協議会	秋の竹田御膳を楽しむ会 オプションツアー(林道南三朝線を周遊) 【竹田公民館発】 会食(11:30-受付)、青空市も開催 【竹田公民館】	
		11:30 みささ村地域協議会 13:00 地域協議会	温泉芋煮会 【温泉広場(ほっとプラ座横)】	
		午後 予定 小鹿地域協議会	小鹿地区スポーツ交流大会(GG、ソフトミニバレーボール)	
	24日(金)	15:30	三朝町地域協議会連絡会 【町総合文化ホール】	
	25日(土)		三徳地域協議会	不法投棄パトロール
	26日(日)	9:00 みささ村地域協議会	GG大会 【ふるさと健康むら】	
		10:00 三朝町 15:00 地域協議会	町芸能文化祭 芸能の部10:00-15:00、交流広場の部11:00-14:00 【町総合文化ホー	
	27日(月)	13:30 みささ村地域協議会 15:00 地域協議会	わくわく能力アップ講座(認知症予防食事のヒント) 講師：三朝町役場 岩山美由紀管理栄養士 【みささ村公民館】	
		18:30 賀茂地域協議会	第3回いきいき健康教室 【恩地公民館】	
	28日(火)	8:00 三徳地域協議会 17:00 地域協議会	視察研修(高齢者福祉対策事業) 【三徳センター発着】	
			高勢地域協議会	いきいき元気サロン 【福祉センター】
	12月	3日(日)	竹田地域協議会	配食サービス
5日(火)		15:30 三朝町	年末区長会 15:30- 【町総合文化ホール】	
9日(土)		9:00 三朝町 15:00 地域協議会	かがやく子どもフェスティバル 【町総合文化ホール】	
日時未定			小鹿・三徳地域協議会	こどもまつり
			三徳地域協議会	キムチ作り
		三徳地域協議会	三徳センター大掃除	
		高勢地域協議会	年末大掃除(しめ縄づくり)	

西暦	月
2017	12

月間スケジュール 12月

	行事	備考
1日 (金)	移動図書館・お話し会	賀茂保育園
2日 (土)		
3日 (日)		
4日 (月)	休館日	
5日 (火)		
6日 (水)	移動図書館	三徳センター
7日 (木)	移動図書館／支援センターお話し会 ストーリーテリング研修会	支援センター・三喜苑 仁の里・みのり・太郎田・小河内・鎌田 鳥取県立図書館
8日 (金)		
9日 (土)		
10日 (日)		
11日 (月)	休館日	
12日 (火)	移動図書館	菜の花
13日 (水)	三朝中ブックトーク 移動図書館	恋谷・三朝・以心ワール・西学童
14日 (木)	移動図書館 東小お話し会	上西谷・下畑・曹源寺 東小・余戸・東小鹿・三朝・山田
15日 (金)		
16日 (土)		
17日 (日)	大人のためのお話し会	文化ホール／みささかたり部の会
18日 (月)	休館日	
19日 (火)		
20日 (水)	移動図書館・竹田保育園お話し会	木地山・加谷・竹田保育園・下西谷・田代 三朝中学校・大柿・南学童・竹田公民館
21日 (木)	移動図書館 支援センター・こども園お話し会	こども園・支援センター 温泉病院
22日 (金)		
23日 (土)	祝日開館日 (天皇誕生日)	
24日 (日)		
25日 (月)	休館日	
26日 (火)	ブックスタート	
27日 (水)	移動図書館	西学童
28日 (木)	休館整理日	
29日 (金)	年末休館日 (～1月3日まで)	
30日 (土)	年末休館日	
31日 (日)	年末休館日	

・移動図書館 (南小) / 南小お話し会 / 本の回収 (東・南・西)

第1部 どんぐりと山猫

宮沢賢治作

一郎	矢木直美
山猫	馬野真由美
馬車別当	若山訓
ナレーション	谷本ホツミ
朗読指導	尾上貴尉
映像	里田晴穂
照明・音響	鈴木一郎
音楽	山内有二

第2部 講談

「淀屋の光と陰」

倉吉談語の会

脇坂幸司



第11回

温故知新 大人のための

「ふるさと昔ばなし」

音と映像で楽しむお話会



第3部 和楽器演奏

山内有二



第4部 ふるさと昔話

- | | |
|---------------|-------|
| 一 シェラザード | 藤原厚美 |
| 二 弥六淵の蛙 | 馬野智子 |
| 三 犬の恩返し | 北理絵 |
| 四 福がついたおとつつあん | 馬野真由美 |
| 五 狐とハマグリ | 谷本ホツミ |

2017

12.17(日) 開場13:00 開演13:30 入場無料

三朝町総合文化ホール 大会議室

- 【主催】みさき語り部の会
- 【後援】三朝町教育委員会 / 三朝温泉観光協会 / 三朝町社会福祉協議会 / 新日本海新聞社

● お問い合わせ先 —— みさき語り部の会事務局 <TEL 090-3379-7374 >
 <MAIL kotone1029@ybb.ne.jp >

議案第 34 号

三朝町学校職員の服務に関する規程の一部改正について

次のとおり三朝町学校職員の服務に関する規程の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条により、本委員会の承認を求めらる。

平成 29 年 11 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

改正理由

- ・ 供応接待等の禁止の規程の整備（平成 28 年 5 月 25 日付鳥取県教育委員会教育長通知）
- ・ 子育て部分休暇及び高齢者部分休業に係る規程の制定及び様式の整備（平成 28 年 4 月 5 日付鳥取県教育委員会教育長通知）
- ・ 育児休業の対象となる子の範囲の見直し、介護休暇、介護時間の規程の制定及び様式の整備（平成 28 年 12 月 28 日付鳥取県教育委員会教育長通知）
- ・ 給与・勤怠管理システム導入により出退勤時刻の電子勤務簿への登録、休暇申請等のシステム化、履歴事項変更届のシステム化（平成 29 年 9 月 11 日付鳥取県教育委員会教育長依頼）

改正内容 別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町学校職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令（案）

三朝町学校職員の服務に関する規程（昭和45年三朝町教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた条及び項の表示（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(綱紀の保持)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p><u>(供応接待等の禁止)</u></p> <p><u>第3条の3 職員は、職務遂行の公正さを疑われるような供応接待又は利益の供与を受けてはならない。</u></p> <p>(着任)</p> <p>第4条 職員は、採用、昇任、<u>配置換</u>、転任等の発令があったときは、速やかに着任しなければならない。</p> <p>2 <u>職員は、</u>病気その他やむを得ない理由により、速やかに着任できないときは、着任延期願（様式第1号）を教育委員会に提出し、<u>その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(履歴書の提出)</p> <p>第5条 職員は、採用、<u>転任等</u>の発令があったときは、着任した日から7日以内に所定</p>	<p>(綱紀の保持)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(着任)</p> <p>第4条 職員は、採用、昇任、<u>配置換え</u>、転任等の発令があったときは、速やかに着任しなければならない。</p> <p>2 病気その他やむを得ない理由により、速やかに着任できないときは、着任延期願（様式第1号）を教育委員会に提出し<u>その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(履歴書の提出)</p> <p>第5条 職員は、採用の発令があったときは、着任した日から7日以内に所定の様式によ</p>

の様式による履歴書を鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）、教育局、教育委員会及び校長に提出しなければならない。

（本籍、住所、氏名及び履歴書事項の変更）

第6条 職員は、本籍又は氏名を変更したときは、給与・勤怠管理システムにより、戸籍抄本を添えて県教育委員会に届け出るとともに、別途教育委員会に報告しなければならない。ただし、給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、本籍（氏名）変更届（様式第2号）に戸籍抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 職員は、住所を変更したときは、速やかに給与・勤怠管理システムにより、住民票の抄本を添えて県教育委員会に届け出るとともに、別途教育委員会に報告しなければならない。ただし、給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、住所変更届（様式第3号）に住民票の抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

3 職員は、学歴、資格、免許等に異動を生じたときは、速やかに給与・勤怠管理システムにより証明書を添えて県教育委員会に届け出るとともに、別途教育委員会に報告しなければならない。ただし、給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては履歴事項変更届（様式第4号）に証明書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（出勤及び退勤）

第7条 職員は、所定の時刻までに出勤し、自ら出勤時刻を給与・勤怠管理システムによる出勤簿（以下「電子勤務簿」という。）に記録しなければならない。ただし、電子

る履歴書を鳥取県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）、教育局、教育委員会及び校長に提出しなければならない。

（本籍、住所、氏名及び履歴書事項の変更）

第6条 職員は、本籍又は氏名を変更したときは、本籍（氏名）変更届（様式第2号）に戸籍抄本を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 職員は、住所を変更したときは、速やかに住所変更届（様式第3号）に住民票抄本を添付し教育委員会に提出しなければならない。

3 職員は、学歴、資格及び免許等に異動を生じたときは、速やかに履歴事項変更届（様式第4号）に証明書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（出勤及び退勤）

第7条 職員は、所定の時刻までに出勤し、出勤簿に押印しなければならない。

勤務簿に記録することができない職員（以下「出勤簿使用職員」という。）にあっては、出勤簿への押印をもってこれに代えるものとする。

2 略

3 職員（出勤簿使用職員を除く。）は、退勤するときは、自ら退勤時刻を電子勤務簿に記録しなければならない。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第8条の2 職員は、育児又は介護を行なうために深夜勤務の制限（県費負担職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する深夜勤務の制限をいう。）を請求しようとするときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（様式第4号の2））により校長に請求しなければならない。

2 職員は、深夜勤務の制限に係る育児又は介護の状況について変更が生じたときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、育児又は介護の状況変更届（様式第4号の3））により校長に届け出なければならない。

（休日の代休日の指定）

第8条の3 校長は、休日の代休日の指定を行う場合は、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない場合は、代休日指定簿（様式第5号））により行うものとする。

（休暇の承認）

2 略

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第8条の2 職員は、育児又は介護を行うために深夜勤務の制限（県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号（以下「条例」という。））第8条に規程する深夜勤務の制限をいう。）を請求しようとするときは、深夜勤務・時間外勤務制限請求書（様式第4号の2）を校長に提出しなければならない。

2 職員は、深夜勤務の制限に係る育児又は介護の状況について変更が生じたときは、育児又は介護の状況変更届（様式第4号の3）を校長に提出しなければならない。

（休日の代休日の指定）

第8条の3 校長は、休日の代休日の指定を行う場合は、代休日指定簿（様式第5号）により行うものとする。

（休暇の承認）

第9条 職員は、休暇（介護休暇（勤務時間条例第15条第1項第1号に規定する介護休暇をいう。）、介護時間（同項第4号に規定する介護時間をいう。）及び子育て部分休暇（同項第3号に規定する子育て部分休暇をいう。）を除く。）の承認を受けようとするときは、あらかじめ給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、休暇簿（様式第5号の2又は様式第5号の3））により、校長に請求しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭により承認を受け事後速やかに所定の手続をしなければならない。

2 職員は、介護休暇の承認を受けようとするときは、事前に、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「勤務時間規則」という。）第16条第1項に規定する指定期間の申出を休暇簿（様式第5号の4）により行わなければならない。

3 校長は、職員から前項の規定による申出があった場合は、勤務時間規則第16条第3項の規定により指定するものとする。

4 職員は、介護休暇又は介護時間の承認を受けようとするときは、あらかじめ、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、介護休暇にあっては休暇簿（様式第5号の4）、介護時間にあっては休暇簿（様式第5号の5））により、校長に請求しなければならない。

5 職員は、子育て部分休暇の承認を受けようとするときは、あらかじめ、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあっては、子育て部分休暇承認申請書（様式第5号の6））により、校長の承認を受けなければならない。

第9条 職員は、休暇を得ようとするときは、あらかじめ休暇簿（様式第5号の2から様式第5号の4まで）に記入し、校長の承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭により承認を受け事後速やかに所定の手続をしなければならない。

6 職員は、子育て部分休暇に係る子の養育の状況について、勤務時間規則第23条第1項に規定する変更事由が生じたときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠・管理システムによることができない場合は、子育て部分休暇養育状況変更届（様式第5号の7））により校長に届け出なければならない。

7 第1項の場合及び介護休暇の承認を受けようとする場合において、校長及び教頭にあつては引き続き4日以上、職員にあつては引き続き7日以上にわたる休暇について教育委員会の指示を受けようとするときは、校長は休暇承認申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

8 職員が介護休暇、介護時間及び1週間以上の休暇（年次有給休暇、介護休暇及び介護時間を除く。）の承認を受けようとするときは、医師の診断書、助産師の証明書その他休暇の事由を証明する書類を校長に提出しなければならない。

（校外勤務）

第11条 職員が家庭訪問、実習指導その他の用務のため、勤務場所を離れて勤務するときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによることができない職員にあつては校外勤務簿（様式第7号の2））によって校長の承認を受けなければならない。ただし、出張命令による場合は、この限りでない。

（復命）

第14条 略

2 前項の規定にかかわらず、軽易な用務の

2 前項の場合において、校長にあつては引き続き4日以上、職員にあつては引き続き7日以上にわたる休暇について教育委員会の指示を受けようとするときは、休暇承認申請書（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

3 1週間以上の休暇（年次有給休暇を除く。）を得ようとする職員は、負傷若しくは疾病又は産前・産後による場合は休暇承認申請書に医師の診断書、助産師の証明書等を、その他の事由による場合は当該申請書にその他休暇の事由を証明する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（校外勤務）

第11条 職員が家庭訪問、実習指導等その他の用務のため、勤務場所を離れて勤務するときは、校外勤務簿（様式第7号の2）によって校長の承認を受けなければならない。ただし、出張命令による場合は、この限りでない。

（復命）

第14条 略

2 前項の規定にかかわらず、軽易な用務の

出張については、口頭で復命することができる。ただし、この場合であっても用務、行先等を明らかにする記録を保持しなければならない。

3 略

(育児休業等)

第18条 職員は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第2項の規定による育児休業の承認又は育児休業法第3条第3項において準用する育児休業法第2条第2項の規定による育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書(様式第13号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 職員は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第3条第4号の規定による再度の育児休業の承認を受けようとする場合は、あらかじめ前項の育児休業承認請求書に加え、育児休業等計画書(様式第13号の2)を教育委員会に提出しなければならない。

3 略

4 職員は、育児休業法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の承認又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務承認請求書(様式第13号の4)を教育委員会に提出しなければならない。

5及び6 略

7 職員は、育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けようとするときは、給与・勤怠管理システム(給与・勤怠管理システムによることができない職員

出張については、口頭で復命することができる。ただし、用務、行先等を明らかにする記録を保持しなければならない。

3 略

(育児休業等)

第18条 職員は、育児休業の承認又は育児休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、育児休業承認請求書(様式第13号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 職員は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。)第3条第1項第4号の規定による再度の育児休業の承認を受けようとする場合は、あらかじめ育児休業承認請求書に加え、育児休業等計画書(様式第13号の2)を教育委員会に提出しなければならない。

3 略

4 職員は、育児短時間勤務の承認又は育児短時間勤務の期間の延長の承認を受けようとするときは、育児短時間勤務承認請求書(様式第13号の4)を教育委員会に提出しなければならない。

5及び6 略

7 職員は、部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書(様式第13号の5)を校長に提出しなければならない。

にあつては、部分休業承認請求書（様式第13号の5）により校長に請求しなければならない。

- 8 職員は、部分休業に係る子の養育の状況について変更事由が生じたときは、給与・勤怠管理システム（給与・勤怠管理システムによる）ができない場合は、養育状況変更届）により校長に届け出なければならない。

（修学部分休業）

第18条の2 職員は、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例（平成16年鳥取県条例第66号。以下「修学部分休業等条例」という。）第2条第1項の規定による修学部分休業の承認を受けようとするときは、修学部分休業承認申請書（様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 修学部分休業等条例第5条第1項第3号に規定する職員の同意については、修学部分休業取消同意書（様式第14号の2）によるものとする。

3 職員は、職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例施行規則（平成16年鳥取県人事委員会規則第27号）第7条に規定する変更事由が生じたときは、修学状況変更届（様式第14号の3）を教育委員会に提出しなければならない。

（高齢者部分休業）

第18条の3 職員は、修学部分休業等条例第3条第1項の規定による高齢者部分休業の承認又は修学部分休業等条例第3条第2項の規定による高齢者部分休業の勤務しない時間の延長の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業承認申請書（様式第14号の4）を教育委員会に提出しなければならない。

2 修学部分休業等条例第5条第2項に規定

- 8 職員は、部分休業に係る子の養育の状況について、育児休業規則第15条において準用する同規則第5条第1号に規定する変更事由が生じたときは、養育状況変更届を校長に提出しなければならない。

する職員の同意については、高齢者部分休業取消等同意書（様式第14号の5）によるものとする。

- 3 職員は、高齢者部分休業の取消しを希望する場合は、高齢者部分休業取消希望願（様式第14号の6）を教育委員会に提出しなければならない。

（自己啓発等休業）

第18条の4 職員は、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号。以下「自己啓発等休業条例」という。）第2条の規定による自己啓発等休業の承認又は自己啓発等休業条例第7条第3項において準用する自己啓発等休業条例第2条の規定による自己啓発等休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業承認申請書（様式第14号の7）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 職員は、自己啓発等の休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について、自己啓発等休業条例第10条第1項に規定する事由が生じたときは、自己啓発等休業状況変更届（様式第14号の8）を教育委員会に提出しなければならない。

3 略

（事務の引継）

第21条 職員は、休職、退職、転任又は配置換を命ぜられたときは、速やかに後任者又は校長の指定する職員にその事務を引き継がなければならない。

- 2 前項の事務引継を完了したときは、校長にあつては事務引継報告書（様式第12号）を教育委員会に、その他の職員にあつては、

（自己啓発等休業）

第18条の2 職員は、自己啓発等休業の承認又は自己啓発等休業の期間の延長の承認を受けようとするときは、自己啓発等休業承認申請書（様式第14号）を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 職員は、自己啓発等の休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について、職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年鳥取県条例第89号）第10条第1項各号に規定する事由が生じたときは、自己啓発等休業状況変更届（様式第14号の2）を教育委員会に提出しなければならない。

3 略

（事務の引継）

第21条 職員は、事務引継ぎを完了したときは、校長にあつては事務引継報告書（第12号）を教育委員会に、その他の職員にあつては、その旨を校長に届け出なければならない。

その旨を校長に届け出なければならない。

(大規模災害時の対応)

第23条の2 職員は、前条の規程にかかわらず、県内における風水害、地震等による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、三朝町地域防災計画及び学校の防災計画に定めるところにより行動しなければならない。

(提出書類の経由)

第24条 略

2 略

3 教育委員会は、第5条、第6条、第17条、第18条（第7項を除く。）、第18条の2、第18条の3、第18条の4、第19条及び第20条に定める文書については、県教育委員会に提出するものとする。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、職員の服務について必要な事項は、教育委員会がこれを定める。

(大規模災害時の対応)

第23条の2 職員は、前条の規定にかかわらず、県内における風水害、地震等による大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、三朝町地域防災計画及び学校の防災計画に定めるところにより行動しなければならない。

(提出書類の経由)

第24条 略

2 略

3 教育委員会は、第6条、第17条、第18条（第7項を除く。）、第18条の2、第19条及び第20条に定める文書については、県教育委員会に提出するものとする。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、職員の服務について必要な事項は、教育長がこれを定める。

附 則

この改正は、平成29年12月1日から施行する。

議案第 35 号

三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について

次のとおり三朝町立小・中学校管理規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条により、本委員会の承認を求める。

平成 29 年 11 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

改正理由

- ・事務職員の職務内容の見直し（平成 29 年 3 月 31 日付文部科学事務次官通知）
- ・給与・勤怠管理システム導入により出退勤時刻の電子勤務簿への登録（平成 29 年 9 月 11 日付鳥取県教育委員会教育長依頼）

改正内容 別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（事務の委任等）

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三朝町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則（案）

三朝町立小・中学校管理規則（平成12年三朝町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職務)</p> <p>第20条 職務は、他の特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 事務職員は、<u>事務をつかさどる。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(出勤、退出、遅刻、早退等)</p> <p>第51条 校長は、<u>出勤簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）による勤務簿を含む。以下同じ。）</u>を作成しておかなければならない。</p> <p>2 校長は、職員の出張、研修、休暇、育児休業、部分休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を<u>記録又は記載</u>しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。</p>	<p>(職務)</p> <p>第20条 職務は、他の特別の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 事務職員は、<u>事務に従事する。</u></p> <p>(11) 略</p> <p>(出勤、退出、遅刻、早退等)</p> <p>第51条 校長は、<u>出勤簿</u>を作成しておかなければならない。</p> <p>2 校長は、職員の出張、研修、休暇、育児休業、部分休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。</p>

附 則

この改正は、平成29年12月1日から施行する。

議案第 36 号

平成 29 年度教育関係費補正予算（平成 29 年 12 月）について

次のとおり平成 29 年度教育関係費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、本委員会の意見を求める。

平成 29 年 11 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

平成29年度教育関係費 歳入補正予算（平成29年12月）案

【教育総務課】 単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
雑入	災害共済給付金（学校）	450	106	556	中学校災害給付金支払額の増に伴うスポーツ振興センター給付金増

【社会教育課】 単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
雑入	社会教育活動助成金	0	27	27	

平成29年度教育関係費 歳出補正予算（平成29年12月）案

【教育総務課】 単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
総務管理費	調理センター施設管理費	2,372	398	2,770	食缶洗浄機の故障による修繕
教育総務費	教育委員会事務局一般経費	587	173	760	県教委ネットシステムと接続するための整備
小学校費	東小学校運営一般経費	5,190	106	5,296	学校配備用除雪機の経費
	西小学校運営一般経費	8,026	106	8,132	学校配備用除雪機の経費
	南小学校運営一般経費	4,829	106	4,935	学校配備用除雪機の経費
	小学校施設改修費	2,730	3,915	6,645	特別支援教室増設改修（400） 学校プールのスタート台改修（3,515）
	小学校教材備品等整備費	3,797	171	3,968	特別支援教室増設に伴う教材備品
中学校費	小学校OA機器等備品整備費	6,361	98	6,459	保健室パソコンのネットワーク切替
	中学校運営一般経費	9,587	42	9,629	学校配備用除雪機の経費
	災害共済給付金	250	106	356	災害給付金支払額の増
	外国語指導助手活動費	5,050	53	5,103	指導助手任期重複に伴う報酬
	中学校施設管理一般経費	1,519	119	1,638	屋内消火栓ホースの更新
学校給食費	中学校準要保護生徒援助費	3,813	238	4,051	新入学児童生徒学用品費等の援助費を入学前に支払
	調理センター一般経費	24,224	91	24,315	ノロウイルス定期検査費用
	調理センター特別経費	0	574	574	給食費口座振替に係る経費
教育総務費計		78,335	6,296	84,631	

【社会教育課】 単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
保健体育費	町民プール一般管理経費	1,908	1,247	3,155	町民プールのスタート台改修
社会教育費計		1,908	1,247	3,155	

【文化ホール】 単位：千円

科 目	中事業名	補正前の予算額	補正額	補正後の予算額	内 容
農業費	小鹿地区多目的研修会施設一般経費	1,179	42	1,221	ガス炊飯器破損のため購入費用
社会教育費	三朝町高勢公民館管理費	557	50	607	台風被害による天井修繕費用
文化ホール費計		1,736	92	1,828	

議案第 37 号

区域外就学の認定について

次のとおり区域外就学の認定について、三朝町立小学校の校区に関する規則（平成 2 年教委規則第 4 号）第 4 条による区域外就学の申立書が提出されましたので、本委員会の承認を求める。

平成 29 年 11 月 24 日提出

三朝町教育委員会教育長 西 田 寛 司

別紙のとおり

《参考》

○三朝町立小学校の校区に関する規則
（校区外の就学）

第 4 条 前条の規定にかかわらず児童を当該校区外に就学させようとする保護者は、委員会に申し立て、承認を得なければならない。

協議事項

三朝町就学援助費交付要綱の一部改正について

三朝町就学援助費交付要綱（平成 20 年教委告示第 8 号）の一部を次のように改正したいので、本委員会の意見を求める。

改正理由

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正（平成 29 年 3 月 31 日）により、入学する年度の開始前に支給した新入学児童生徒学用品費等も国庫補助対象にできるように改正されたため。

改正内容

小中学校に入学する年度の開始前に、新入学児童生徒学用品費等を支払う改正を行う。

協議事項

通級指導教室の指導希望について

三朝町小・中学校通級教室指導教室実施要綱（平成 24 年教委告示第 39 号）第 4 条第 3 項の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

別紙のとおり

三朝町小・中学校通級指導教室実施要綱

（通級指導の手順）

第 4 条 通級による指導を希望する児童生徒の保護者（以下「保護者」という）は、在籍する学校の校長（以下「在籍学校長」という）と教育相談を行った上で、通級許可申請書（様式第 1 号）を在籍学校長に提出する。

- 2 在籍学校長は、前項の届出により、通級による指導を受けさせる必要があると認めるときは、教育委員会に対して意見書（様式第 2 号）を提出する。
- 3 教育委員会は、前項の提出を受けた児童生徒について審査を行う。必要に応じて、通級指導教室設置校の校長（以下「設置学校長」という）の意見を聴取する。
- 4 教育委員会は、審査によって通級指導教室での指導を受けることが適当と認めるときは、在籍学校長に対し通級承認書（様式第 3 号）を通知するとともに、保護者へ通級許可通知書（様式第 4 号）を通知する。